

更生保護、

あなたの善意が

事業の支え。

これが私たちの願いです。
とにより再犯を防止する、
とにより範囲で支え、助けるこ
視しないで、更生のため必
罪や非行をした人を、白眼
るべきものです。でも、犯
罪や非行は、非難され

更生保護法人 島根保護観察協会定款（抜粋）

目的と事業

（目的）

第3条 この法人は、島根県内における更生保護に関する事業の充実発展に寄与するとともに、更生保護事業法第2条第2項各号に掲げる者に対し、その自立更生に必要な保護を行うことを目的とする。

（事業）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の連絡助成事業及び一時保護事業を営む。

- (1) 更生保護事業を営む者に対する連絡、調整又は助成
- (2) 保護司活動に対する連絡、調整又は助成
- (3) 更生保護に関する民間協力組織に対する連絡、調整又は助成
- (4) 犯罪予防を図るための世論の啓発その他の活動
- (5) 更生保護事業法第2条第2項各号に掲げる者に対する金品の給与
- (6) その他前条の目的を達成するために必要と認める事業

（会員）

第40条 この法人に会員を置くことができる。

- 2 会員は、本会の目的に賛同する個人又は団体をもって構成し、理事長の承認を得る。
- 3 会員は、これを分けて次の5種とする。

普通会員	年額1,000円以上を拠出する者
協力会員	年額3,000円以上を拠出する者
賛助会員	年額5,000円以上を拠出する者
特別会員	年額1万円以上を拠出する者
名譽会員	年額10万円以上を拠出する者

- 4 会員は、毎年度、事業計画、収支予算、事業成績、決算その他重要事項の報告を受ける。

更生保護法人島根保護観察協会会員募集趣意書

近年社会を震撼させるような犯罪が相次いで発生し、大きな社会問題となっています。

このような犯罪の発生を予防するには、地域社会から犯罪に陥るものが出てないように環境を浄化するなど、犯罪予防活動を展開することが必要です。一方、犯罪に陥った者が再犯をしないよう保護や指導をすることも特に大事なことです。即ち、少年院や刑務所から釈放された者が、再び罪を犯すことのないように温かく迎え入れ、職業や住居の確保等について助言や援助を行うなどして更生への自覚を促進し、安定した生活につかせ、善良な社会の一員として復帰させることが、社会全体として極めて重要な問題です。

これらの仕事には、社会奉仕の熱意と人間愛の精神に基づき、島根県下およそ500人の保護司並びに更生保護関係の機関・団体である島根更生保護会、島根県更生保護女性会員、島根県BBS会員、島根県事業主、NPO法人島根県就労支援事業者機構などの人たちが日夜これにたずさわり、犯罪前歴者や非行青少年の更生保護に努力を続けています。

犯罪のない安全・安心な明るい社会を構築することを目的とする更生保護事業には種々の施策が講じられていますが、地域住民各位のご協力なくしてはできない仕事です。一人でも多くの理解ある協力者を社会に求め、物心両面に亘る御支援がなければ、その目的を達成することは困難です。

島根保護観察協会は、こうした状況に対処するため県下における犯罪の予防並びに保護司活動等の充実発展を図る目的をもって組織されています。

その事業の概要は、別項定款に示すところですが、何卒その趣旨を御理解いただき当協会の会員として御協力賜りますようお願い申し上げます。

更生保護法人島根保護観察協会

理事長 古瀬 誠